

太田 一昭 (英語学・英文学)

英国ルネサンス演劇統制史研究—検閲と庇護—

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、十六世紀後半から十七世紀前半にかけて隆盛を極めた英国演劇を当時の検閲制度との関係という視点から包括的に論じたものである。本論文は序章、第1部「英国ルネサンス期の演劇統制」(第1章から第5章)、第2部「シェイクスピアと検閲」(第6章から第9章)、終章から成る。序章では、従来多くの研究者が禁圧的・抑圧的と把握してきた英国ルネサンス期の演劇統制に対する見解を見直し、検閲者が宮廷の祝典局長であった事実から出発して、検閲される側に一種の「表現の自由」が与えられていたのではないかと問題提起する。以後、第1部では、ヘンリー八世時代からエリザベス朝までの演劇統制の歴史を概観したのち、当局の演劇に対する姿勢は、宗教改革の推移に応じて変化し、公権力は演劇をプロパガンダとして利用した側面もあること(第1章)、エドモンド・ティルニーを初めとする宮廷祝典局長が持っていた演劇の検閲・認可の利権に注目して、祝典局長は演劇の敵ではなく役者たちのパトロンであったという事実(第2章)、さらには、宮廷・枢密院との関係(第3章)、「浮浪者取締法」との関係(第4章)、戯曲の出版統制の検証(第5章)など、考えうる限りの多様な問題点を再検討して、当時の演劇界と検閲者側が持っていた「共生関係」をあぶりだす。このような観点を具体的に検討するため、第2部では英国ルネサンス演劇を代表する劇作家シェイクスピアを取り上げ、従来検閲の痕跡を指摘されてきたテキストが必ずしも当時の禁圧的な検閲制度の証拠とはならないと論じている。取り上げられている作品は『ヘンリー四世・第1部』(第6章)、『リア王』、『ヘンリー四世・第2部』、『ヘンリー五世』(第7章・第8章)、『リチャード二世』(第9章)といった検閲の問題が通説で指摘されている作品群である。しかし、著者は、例えば四つ折本と二つ折本の本文の異同を詳細に検討するなどの手法によって、その差は検閲ではなく、シェイクスピア自身による改訂の結果である可能性が高いことを、説得力を持って論じている。終章では、結論として、この時代の劇作家・役者たちは一定の禁忌を犯さない限り、政治・宗教・社会問題を扱う芝居を創作・上演する「表現の自由」があったこと、そしてその「自由」を支えたのが、宮廷祝典局長を検閲者とする演劇統制システムであったと結論付けている。以上、本論文は、多様な視点から、英国ルネサンス演劇と検閲制度の関係を詳細に再検討し、従来単純に禁圧的・統制的と考えられてきた通説に異を唱え、当時の制度が持っていた複雑な相互依存関係を描き出すことに成功している。今後この問題を論じる際の必須文献となるであろう。

よって本調査委員会は、本論文の提出者が博士(文学)の学位を授与されるに十分な能力を持つ者であると認めるものである。